

た。昭和49年度末現在で生保21社中16社が相互会社形態をとり、それらが契約高・総資産額のおよそ95%を占めていた。相互会社は、公益法人でも営利法人でもない中間法人である。社員=契約者による社員総会が最高意思決定機関であるが、その開催は実際には困難なため、一般にはそれに代えて社員総代会が設けられている。しかし、総代の選出（多くはいわゆる名士が占めた）、総代会の運営が形式化していると指摘されていた。保険審議会答申は、社員の構成を反映するような広い層からの総代の選出、評議員会の同様の改善、傍聴制度の採用など総代会の運営の公正化、契約者懇談会の設置などを提示した。生保協会は、これらの指示に加えて、3期を超える総代の重任の禁止、2社以上の総代の兼任の禁止などを実施した。

そのほか、生保関連子会社を通じた土地投機が問題となったことを受けて、大蔵省は昭和50年9月通達「保険会社とその関連会社との関係について」などを通じ、関連会社の一般向け不動産業務の禁止など、行いうる業務範囲の規制を指示した。

〔注〕

- 1) これらの答申は財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第10巻「資料(3)財政投融資・金融」（東洋経済新報社、平成14年）に収録。

第4節 対外経済政策

1 変動相場制への移行と2度のオイル・ショック

ドル・ショックとスミソニアン合意 1971（昭和46）年8月15日（日本時間では8月16日）、ニクソン米大統領は、米国の国際収支の悪化と、インフレの昂進に対処するためのドル防衛策（「新経済政策」）を発表し、同日、金とドルとの交換を停止した。これにより、1944年7月にブレトンウッズで誕生した国

際通貨体制は、27年で終焉を迎えた。また、昭和24年に始まった1ドル=360円のレートも終わりを告げた。

1971年9月以降、主要国（G10）は、固定相場制の再建を目標に、国際通貨調整のための協議を重ね、同年12月18日、スミソニアン会議（於 ワシントン）で合意が成立した。合意の内容は、①各国通貨の交換レートを変更する、②為替相場の変動幅を目標相場の上下2.25%に拡大する（それまでは平価の上下1%であった）、③米国は金の公定価格を1オンス38ドルとする（従来は35ドルであった。ドルの切り下げ幅は7.89%になる）、④米国は輸入課徴金を廃止する、などである。これにより、円は対ドル16.88%（金に対しては7.66%）切り上げられ、1ドル308円になった（12月19日付大蔵省告示）。

変動相場制への移行 スミソニアンの多角的調整により、ひとまず主要通貨は固定レートに戻ったものの、為替市場の動揺は収まらなかった。アメリカにおける低金利と財政赤字の拡大のために、ドル不安は解消されず、為替投機で米国から流出したドル（約270億ドルと推定された）の還流は進まなかった。アメリカ政府は、新たな為替レート（セントラル・レート）を守る強い意志を持たず、為替市場への介入を行わなかった。

ヨーロッパではEC内で、結束を固める動きが生じた。ECは、既に1970年10月にウェルナー報告を発表し、通貨統合への第一歩を踏み出していたが、スミソニアン合意の為替変動幅拡大が、ECの共同市場運営や通貨同盟にマイナスの影響を及ぼすことが懸念された。そこで、1972年4月にECは、加盟国の通貨の域内変動幅をスミソニアン協定の変動幅の半分の2.25%とし、介入はEC諸国通貨によって行う制度を実施した（通称「^{スネーク・イン・ザ・トンネル}の中のへび」）。

しかし、2カ月後の6月23日には、5月1日にスネークに加盟したばかりのイギリスが、ポンドの投機的な売りによって、スネークの離脱と単独フロートへの移行を余儀なくされるという事態が起きた。1972年後半には、為替市場は小康状態を保ったが、73年に入ると通貨危機は再燃し、1月22日にはイタリア・リラが二重相場制（資本取引のみを変動相場制にする為替システム）を採

用し、翌23日には、スイス・フランが変動相場制へ移行した。2月初めには、ドル売り・マルク買いの投機が激しさを増した。

こうした情勢に直面し、アメリカ政府は通貨調整に乗り出した。2月7～12日、米財務次官ポール・ボルカーは、日本及び西欧諸国を回って協議を行った。円ドル間の調整が最大の焦点であったので、ボルカーは最初に日本を訪問し、愛知揆一蔵相と会談を持った。2月8日の愛知＝ボルカー会談では、アメリカ側はドルを9%切り下げ、円を9%切り上げる案を示したが、日本側は円切上げは同意できないと主張し、両者の意見は一致しなかった。ボルカーは日本からヨーロッパに飛び、2月11日に西欧4カ国蔵相と会議を行った。日本も、2月10日に東京為替市場を閉鎖するとともに、大蔵省の細見卓顧問を急遽、ヨーロッパに派遣した。西欧諸国もアメリカと同様、円を切上げを主張し、為替レートをすぐに変更することに反対であった日本との溝は埋らなかつた。一連の協議の結果、日本は1ドル＝257～264円の範囲でレートを変動させるという合意が成立した。2月13日、シュルツ財務長官はドルの対SDR平価10%切り下げを発表、愛知蔵相も同日、2月14日からの円のプロート制移行を発表した。

ドル切り下げ発表後もドル不安は収まらず、3月1日に大量のドル売りが発生したために、3月2日にヨーロッパ諸国の為替市場が閉鎖された（再開は3月19日。東京外国為替市場も同期間閉鎖）。G10諸国を含む14カ国による協議が3月9日、16日にパリで行われ、フロート制への移行で合意、3月19日からEC諸国はフロート制へ移行した。ただし、EC域内では固定相場が維持され、共同フロート制（いわゆる「トンネルを出たヘビ」）が実施された。

このようにして、スミソニアン協定におけるドルの切り下げ幅は十分でなかつたので、為替安定には至らず、最終的に、73年3月の変動相場制への移行により71年8月のドル・ショック以降の為替調整は一段落した。

国際通貨制度改革の検討 金ドルの交換停止後は、なし崩し的に変動相場制への移行が進んだが、その一方では、IMFを中心に、国際通貨制度の再建の

ための努力がなされた。

スミソニアン会議では、金ドル交換停止後の国際通貨体制の改革について、IMFの枠組みの中で長期的視点から検討することで合意が成立した。これに基づいて、1972年7月28日、IMFは「国際通貨制度改革に関する20カ国委員会（C20）」（IMF20理事の選出母体から各1名の委員によって構成される委員会）の設置を決定した（9月28日発足）。新たにC20という組織が設けられたのは、先進国のみで国際通貨問題を決定することに途上国が批判的であったため、またアメリカが、G10で議論すると西欧諸国の声が強くなりすぎると懸念したためであった。

1972年9月に、IMF理事会は、制度改革の主要な論点を整理した「国際通貨制度改革に関する報告書」をIMF総務会に提出した。この報告書は、新たな制度を提案したものではなかったが、国際通貨制度改革の主要論点は網羅されていた。さらに、9月25～29日のIMF総会（ワシントン）では、3年以内に国際通貨制度改革を実現するという合意が成立し、国際通貨制度の再建のための作業が始まった。

C20は、変動相場制への移行直後の1973年3月27～28日に、安定的であるが調整可能な平価の樹立に向けて、9月のIMFナイロビ総会までに案を取りまとめることを確認した。アメリカ、EC、途上国の三者間に意見の大きな相違が存在したが、C20は国際通貨改革の第1次概要案を作成し、IMF総会に提出した。この案は、「安定的な調整可能な平価制度をとり、特別な場合はフロートも調整政策として認める」、「SDRを交換のための中心的資産」とする等の為替レートに関する基本方向を打ち出したが、具体的な通貨調整システムは後の検討に委ねた。

C20の国際通貨改革作業は、1974年7月までに完了する予定であった。ところが、73年10月に勃発したオイル・ショックにより、予定は大きく狂うこととなった。1974年1月のC20ローマ会議では、改革案をただちに実施に移せる情勢にはないが、ともかく6月までに改革作業を終了することが確認された。取り纏め作業が進められ、6月12～13日のC20（ワシントン）に「国際通貨改革

概要」が提出された。基本的な点では、ナイロビ総会に提出された第1次概要と変更はなく、対立点は解消されていなかったが、主たる関心は当面のオイル・ショックへの対処に移っていた。

第1次オイル・ショックとオイル・マネー 1973（昭和48）年10月6日にエジプト、シリアとイスラエルとの間に第4次中東戦争が勃発した。アラブ産油国は、石油を外交手段として利用し、アラブ側に有利な国際情勢を導こうとした（「石油戦略」）。10月17日、OAPEC（アラブ石油輸出国機構）諸国は、原油公示価格の約70%引上げと、米国及びイスラエル支持諸国に対する原油供給量の削減を発表した。その後も原油価格は引き上げられ、戦争勃発直前に1バーレル3.01ドルであった原油公示価格は、1974（昭和49）年1月には約4倍の11.65ドルに達した。

原油価格の高騰により、産油国以外の国々は大幅な貿易赤字に陥り、世界の国際収支のパターンは大きく変貌した。先進国経済は、経常収支赤字、インフレ、景気悪化のトリレンマ（三重苦）を抱えた。1974年にOECD先進工業国は約270億ドルの経常収支赤字を記録し、主要7カ国の実質成長率（平均）は、1973年の6.2%から、74年には0.2%、75年には-0.3%へと低下した。1972年頃には既に世界的に過剰流動性は顕著となっていたが、オイル・ショックでインフレは一挙に顕在化した。主要7カ国の消費者物価上昇率は1974年13.4%、1975年11.0%と、二桁を記録した。また、非産油途上国の経常収支赤字は1974年に245億ドル、75年に385億ドルに達した（OECD「経済見通し」1978年による）。

これとは対照的に、アラブ産油国を中心とする産油国（OPEC諸国）の経常収支黒字は1974年593億ドル、75年273億ドルに達し、膨大な外貨収入を得た。

このため、産油国が獲得したオイル・マネーの還流をスムーズに進めることが、世界経済の混乱を収めるために不可欠となった。1974年には、オイル・マネーの約40%がユーロ市場に流れ、短期運用されたが、75年以降は、アメリカ等の国々や国際機関のウェイトが高まり、運用も長期化した。

政策的な還流促進策としては、IMFとOECDによるものが挙げられる。

IMFは、オイル・ファシリティを設け、市場からの借入能力が乏しい途上国へのオイル・マネーの還流を図った。これは、1974～75年の国際収支赤字を対象とし、IMF加盟国に資金を供給する制度である（1974年6月13日決定）。産油国等から調達された総額69億SDR（82億5000万ドル）の資金が、7カ年の期限で貸し付けられた。1974～76年前半に約102億ドルと推定されたOPECの余剰資金のうち、オイル・ファシリティは6%弱に過ぎず、オイル・マネーの還流には大きな役割は果たしえなかった。

また、OECD加盟23カ国相互の金融支援協定（OECD金融支援基金協定）が、1975年4月9日に発足した。先進諸国が、国際収支の悪化から、保護貿易主義や為替制限に走ることがないようにとの意図で、キッシンジャー米国防務長官のイニシアティブにより創設されたものである。資金の利用は、石油消費の節約とパッケージになっており、OECD諸国が石油消費を削減する努力を行い、結東してOPEC諸国に当たり、石油価格の引下げを図ろうという意図がこめられていた。わが国の政府は、オイル・マネー還流のルートや手段は多様であるべきとする立場から、市場経由の還流を重視し、国際機関を通じる人為的還流策には消極的であった。また、先進諸国が産油国に対して結東し、対抗するアメリカの姿勢からも距離を置いていた。

実際には、ユーロ市場・アメリカ市場等の市場経由の還流が大部分を占め、オイル・マネーの還流は、大方の予想よりも順調に進んだ。しかし、オイル・マネーが短期間にユーロ市場に集中したことと、変動相場制への移行直後であり、金融機関の側に為替リスクに対する備えが不十分であったことから、1974年には国際的な信用不安が生じた。1974年5月に米国のフランクリン・ナショナル銀行が、6月には西ドイツのヘルシュタット銀行が、先物為替取引の失敗により破綻し、ユーロ市場が動揺した。最後の貸し手の存在しないユーロ・マネー市場では、流動性危機が起きやすいことを示した事件であった。

景気回復の足並みの乱れ 第1次オイル・ショックの克服過程では、イギリス

ス、フランス、イタリアの景気回復の遅れと、日本と西ドイツの順調な回復が際立った対照を示した。先進国の景気は、1975年半ばから回復に転じたが、英仏伊の場合は順調ではなく、1976年に経常収支が悪化した。これらの国々は、1976年秋に公定歩合引上げ等の緊縮政策を実施し、ようやく1977年秋から78年に至り、景気は上昇に転じた。

アメリカは、他の国々に先駆けて1975年初めから景気回復に向かったが、1977年1月に就任したカーター大統領が、減税、財政支出拡大の景気刺激政策を実施したため、1978年にはインフレが激化し、貿易赤字も77年、78年と過去の記録を更新した。そうしたなかでドルは急速に下落したが、カーター大統領はドル下落を容認する姿勢を保持した。

これらの国々とは対照的に、日本と西ドイツは、貿易、インフレ率、成長率のいずれも良好なパフォーマンスを示した。

G5とサミットの発足 1970年代前半には、変動相場制への移行やオイル・ショックといった世界経済を根底から揺るがす事件が相次いで起き、先進国間では、新たな協議の場を設けようという機運が高まった。

国際通貨、マクロ経済政策に関する先進国間の協調の要になったのはG5 (Group of Five、5カ国蔵相会議) である。G5は、1973年4月にシュルツ米財務長官、ジスカールデスタン仏蔵相、シュミット独蔵相が、国際通貨問題を話し合うためにホワイトハウスの図書館で開催した非公式蔵相会議に淵源がある。同年9月のIMF・世銀総会の直前に、愛知蔵相の提案で5カ国蔵相の会合が持たれ、これが同年11月24～26日の、G5発足(日米英独仏5カ国による第1回蔵相会議)につながった。メンバーは、当初は蔵相及び蔵相代理であったが、のちに中央銀行総裁も加わるようになった。当初は会合の存在と内容は秘密になっており、1985年のプラザ合意の際に、初めてG5の開催が事前に公表された。国際通貨問題に関する先進国間の討議の場としては、従来からG10 (10カ国蔵相会議)、WP3 (OECD第3作業部会) が存在していたが、G5 (1986年にイタリアとカナダが加わりG7〔7カ国蔵相・中央銀行総裁会

議]となる)は、特にプラザ以後は、政策協調の場として極めて重要な役割を果たすようになった。

また、ジスカールデスタン仏大統領、シュミット西独首相のイニシアティブにより、先進諸国が通貨、貿易、エネルギー問題を総合的に話し合う場としてサミット(主要先進国首脳会議)が設けられ、1975年11月に、フランスのランブイエにおいて7カ国による第1回のサミット(主要先進国首脳会議)が開催された。その後サミットは、毎年開催され、経済問題の調整の場として定着して行った。当初、「経済サミット」とも呼ばれたように、議題は経済問題の調整に限られていたが、1980年頃からは政治問題も加わり、冷戦終結前後には「政治サミット」化して行った。

キングストン合意とIMF改革 第1次オイル・ショック後には、もはや国際通貨制度の長期的なデザインを描くことは困難になり、G20は、変動相場制への対応という、短期的な改革作業に集中せざるをえなくなった。

1974年6月12～13日(ワシントン)のC20において、改革の最終案が纏まり、最終報告書「国際通貨改革概要」が、1974年9月30日～10月4日にワシントンで開催されたIMF総会に提出された。将来、SDRを主要準備通貨とする安定的で調整可能な平価制度を設けるべきだとする提言を行いつつも、当面はフロート制を受け入れつつ、部分的な措置に止まらざるを得ないという内容であった。混乱の続く国際経済情勢のなかで、長期的な制度の確立は無理だという判断から、力点は当面の措置に置かれた。当面の措置として、①C20と同じ構成の暫定委員会を設置すること、②SDRの評価方式を通貨バスケット方式に改めること、③金に関するIMF規定を、必要であれば修正すること、④途上国への贈与を増加させることなどが示された。

C20の解散後、通貨改革の作業は「国際通貨制度に関する総務会暫定委員会」(構成はG20と同じ)に移され、1976年1月8日に合意に達した(キングストン合意)。

この間、金の取り扱いについては、金廃貨と変動相場制を主張するアメリカ

と、金の役割の維持、固定相場制への復帰を支持するフランスとの間の意見の隔たりは大きかったが、1975年11月のランブイエ・サミット（第1回サミット）において、金廃貨の方向で合意に達した。

キングストン合意の内容は、①IMF第6次増資を実施し、産油国の出資比率を拡大する、②IMFクレジット・トランシュを、割当額の100%から145%へ暫定的に拡大する、③IMFの輸出変動補償融資および緩衝在庫融資の利用枠を拡大する、④IMF保有金の1/3を処分する、⑤開発途上国を対象としたトラスト・ファンドを設立する、⑥公的保有金の総量を規制する、の諸点であった。

この合意に基づき、1976年4月、IMF協定第2次改正が採択され、78年4月1日施行された。これにより、金の廃貨が決まり、いかなる為替制度を採用するかは各国の自由に委ねられることとなった。また、SDR（特別引出権）を主要な準備通貨とするために、その使用範囲を拡大することが盛り込まれた。SDRは、1969年7月に、国際流動性不足を解消する目的で設けられた準備資産であったが、金ドル交換停止後にはドルの供給は過剰であったので、SDRは必要とされず、あまり普及しなかった。

IMF協定第2次改正により、IMFがもはや国際通貨制度を規制できないことが、最終的に明らかになった。

「機関車論」 先進国間に景気回復の差が生じる中で、大幅な国際収支黒字を計上する日独両国に対する風当たりが強まった。

1976年に、わが国の経常収支は急速に改善しつつあるなかで、為替市場では円の先高観が広がり、また、アメリカにおいては、「ダーティー・フロート論」（日本が意図的に円安操作を行っているという議論）が盛んになった。また、OECDによる対日審査において、日本は、輸入拡大のために積極的な財政・金融政策を講じるよう求められた。

1977年9月のIMF・世銀総会では、日独の黒字に対して非難が集中し、景気刺激策を実施して、内需を拡大すべきだと迫られた。1976年秋頃からは、

日・米・独が拡大政策を実施し、世界経済の回復を牽引すべきであるとする「機関車論」が唱えられた。

そして、1977年5月のロンドン・サミットでは、世界経済の牽引車としての日・米・西独の調整が課題となった。インフレを懸念する西ドイツのシュミット首相が、拡大政策に強く反対したために、コミュニケの中には成長率の具体的な数値は盛り込まれなかったが、日本と西独は成長目標を達成するために努力することを約束した。1978年7月のボン・サミットでは、西ドイツはGNPの1%に相当する追加的措置をとることに同意し、日本は7%成長を公約した。

カーター大統領のドル防衛策 1978年下期にドル安が急速に進み、ドル不安がささやかれるようになると、アメリカはそれまでのビナイン・ネグレクト政策から、ドル防衛策に転じた。8月16日、カーター大統領は、ドル相場上げを意図して、公定歩合の7.25%から7.75%への引き上げ、財務省保有の金の売却を発表したが、効果はなく、10月24日のインフレ対策も市場からは評価されなかった。

1978年11月1日、カーター大統領はドル防衛策を発表した。その内容は、つぎのとおりである。①米国は西独・日本の政府・中央銀行およびスイス国立銀行と協力して、協調介入を行う。財務省・連銀は為替介入のために300億ドルを用意する（スワップ枠拡大150億ドル、外貨建債券100億ドル、IMFリザーブ・トランシュの引出しとSDR売却50億ドル）。②財務省は金売却を増加させる。③公定歩合、預金準備率を引き上げる（公定歩合は8.5%から9.5%へ）。

第2次オイル・ショック 1978年半ば頃から一次産品価格が上昇し始めていたが、そうした折に、イランにおいて反国王運動が激化し、79年2月のイスラム革命に至った。イランの政情不安を背景に、78年12年半ばに、OPECは基準原油価格の平均10%引き上げを決定した。ここに、第2次オイル・ショックが勃発した。

1979年6月にOPECは、さらに標準原油価格を1バーレルあたり18ドルに

引上げた。11月4日のイスラム学生グループによるアメリカ大使館占拠事件を契機に、アメリカはイランの在米資産凍結を決定、両国が経済断交状態に陥るなかで、原油のスポット価格は一時、1バーレルあたり40ドルもの高値を記録した。原油価格は、1981年にかけて3倍に上昇した。

OPEC 総会（第54回）と同時期に開催された東京サミット（6月28～29日）は、ほとんどの時間がエネルギー関連の問題の討議に費やされたエネルギー・サミットとなった。サミットの最大の成果は、各国別の具体的な石油消費・輸入の削減目標が合意されたことにあった。日本については、1979年、80年の石油輸入は540万バーレル/日以下とし、1985年の目標値は630～690万バーレル/日以下に設定された。そのほか、東京ラウンドの合意の早期・誠実な実施、為替市場におけるサミット諸国間の緊密な協力の継続などが申し合わされた。

2 対外経済政策の基調

オイル・ショックによる国際収支の赤字 わが国の経常収支は昭和43年以来黒字であったが、第1次オイル・ショックを契機に、輸入原油が高騰したために輸入額が急増し（47年の190億ドルから、48年には325億ドル、49年530億ドルへ）、昭和48、49年に、それぞれ1億ドル、46億ドルの赤字となった（巻末統計15）。

輸出は、オイル・ショックの勃発にもかかわらず順調に推移し、昭和47年280億ドルから48年362億ドル、49年544億ドルと伸び続けた。そのため、経常収支は早期に黒字へ転換した。経常赤字は昭和49年1～3月期を底として改善に向かい、昭和50年には顕著な改善を見、51年に大幅な黒字に転じた。

昭和51年には、先進諸国の景気回復が進み、アメリカ・西欧向けに自動車、家電製品、鉄鋼、船舶などの輸出が伸びた。昭和52、53年は、急速な円高の進行にもかかわらず、輸出が大幅に伸びた。貿易黒字は、昭和50年の50億ドルから、51年には98億ドル、52年には173億ドルと拡大し、経常収支も53年までは大幅な黒字であった（51年36億ドル、52年109億ドル、53年165億ドル）。

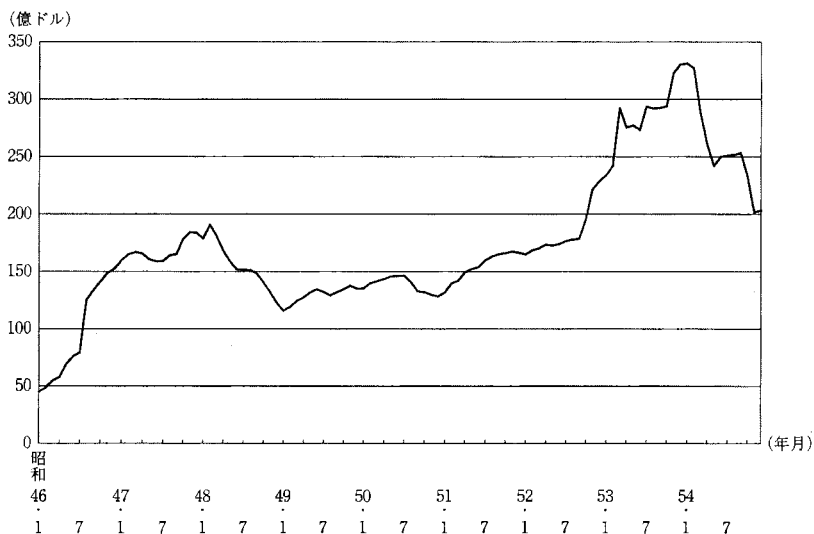
しかし、昭和54年には一転して、87億ドルの大幅な経常収支赤字を記録した。最大の原因は、1978（昭和53）年12月に起きた第2次オイル・ショックにあったが、そのほか、昭和53年の円高によりプラント類の受注が減少し、54年の輸出が伸び悩んだという輸出サイドの原因も存在した。

長期資本収支は、一貫して流出超過であったが、昭和48年11月以降、資本流出が規制されたために、48年に97億ドルに達した流出超過幅は、50年には2億7000万ドルにまで縮小した。51年以降は、再び資本流出の勢いは増し、53年には123億ドル、54年には129億ドルの流出超過となった。

外貨準備と対外資産負債残高 外貨準備は、昭和46年中に一举に3.5倍に増大し、年末には152億ドルを記録した（図1-4-1）。特に、ニクソン声明直後には、8月15日から27日まで為替市場を開き続けたために、大量のドル売りが殺到し、日銀は40億ドル近くドルを買い支えた。47年も、スミソニアンでの切上げにもかかわらず、輸出は大幅な黒字を記録し、また円切上げの予想が強まる中でドル売り円買いが進んだために、同年末には外貨準備は183億ドルに達し、48年2月末には190億ドル（オイル・ショック前のピーク）になった。昭和48年には、急速に減少に向かい、49年1月末には115億ドルにまで落ち込んだ。政府は、外貨取り入れ策を積極的に進め、為銀に対する預託外貨の引揚げなども行って、外貨準備の増大を図った（50年6月に146億ドルまで回復）。51年から53年末までは、わが国の輸出の大幅な拡大、為替当局のドルの買い支えによって、外貨準備は増加を続けた。特に53年には急激に円高が進み、3月だけで53億ドルもの平衡買いが行われた結果、54年1月には外貨準備は331億ドルに膨らんだ。その後は、第2次オイル・ショックの勃発で、減少に転じた。

対外資産は、昭和46年末の327億ドルから、54年末には1353億ドルに、4.1倍に増加した（巻末統計16）。対外負債は、同じ期間に229億ドルから1065億ドルへと4.6倍に増加した。対外資産から対外負債を差引いた純資産額は、オイル・ショックの昭和48年から50年にかけて減少し、その後、53年まで増加、第2次オイル・ショックの影響で、54年には再び減少した。当該期間を通じてみ

図1-4-1 外貨準備高の推移（昭和46～54年）



出所：大蔵省国際金融局年報編集委員会編『大蔵省国際金融局年報』昭和55年版（金融財政事情研究会）より作成。

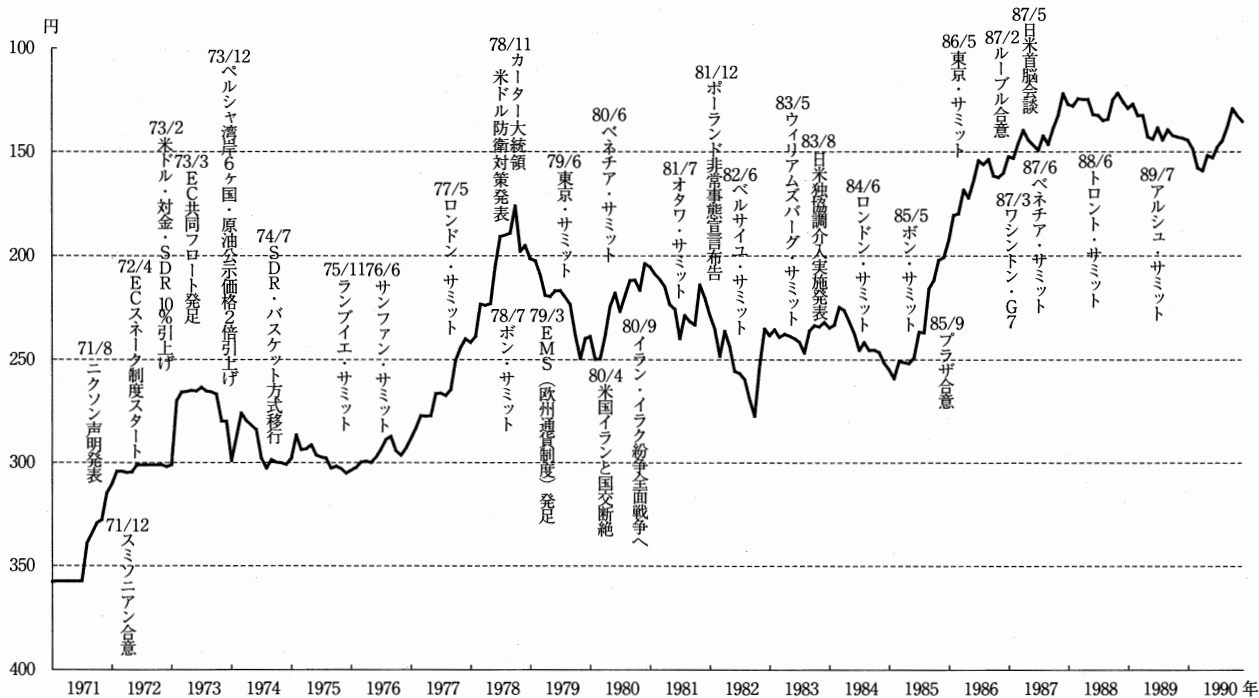
れば、昭和46年末の97億ドルから、54年末には287億ドルへと2.9倍に増大したことになる。

対外資産では、借款、証券投資を中心とする長期資産が、昭和51年以降、著しく伸び、資産構成は、短期中心から、長期中心に変化した。それとは対照的に、負債では、短期負債の比重が次第に増した。このような、長期の資産・短期の負債といった構成は、その後の基調となってゆくが、短期負債の増大は為銀の対外短期ポジションの急激な悪化に反映されている（昭和54年末には為銀の短期純負債は202億ドルに達し、外貨準備203億ドルとほぼ同額であった）。

為替の動向 昭和48年2月に変動相場制へ移行した後、7月9日には254円まで円高が進んだが、その後は、1ドル257～264円を適正レートとする日米間の合意に基づいて日銀が265円で介入を行い、為替レートは260～270円の間で安定的に推移した（図1-4-2）。

しかし、オイル・ショックが起きると、大量の円売り・ドル買いが始まり、

図 1-4-2 円の対米ドル相場の推移 (月末終値ベース)



日銀の積極的な介入にもかかわらず、円は11月1日の270円から翌年1月9日には300円へと、2カ月あまりで10%以上も円安になった。政府が、昭和48年11月以降、外資流出抑制、流入促進措置を種々講じた結果、49年3月28日には273円50銭まで回復したが、その後、本邦為銀のユーロ市場での資金調達が進まないことから、49年8月22日には、変動相場制移行以来の最安値である303円40銭を記録した。

政府が円防衛策を発表したこと、昭和49年10月以降に経常収支が改善したことにより、昭和50年2月25日には285円まで値を戻したが、その後はアメリカが景気回復するなかで、日本の輸出が伸び悩み、じりじりと円安が進み、50年12月8日には306円85銭と、変動相場制移行以後の最安値を更新した。

昭和50年12月を底値として、その後は円高に向ったが、51年12月のレートは290円台であり、51年中の円高への動きは極めて緩慢であった。

そうしたなかで、昭和51年に、わが国の対米輸出が自動車、家電製品を中心に急増したことから、アメリカは、日本は為替レートを人為的に安く抑えて、輸出主導による景気回復を図っているとする「円安批判」を展開した。

昭和52年初めから53年10月末まで急速な円高が進んだ。52年には、円高傾向は勢いを増し、年初の290円台から、年末の12月15日の238円まで上昇した。円高は53年に入ってから急速に進み、7月末には200円を突破、8月15日には182円50銭となった。その後、若干値を戻したものの、10月31日には最高値の176円まで値上りした。

円切上げ回避策 1970年代は、変動相場制への移行、2度のオイル・ショックなどの国際情勢の激変の時代であり、そうした激変のなかで、わが国の対外経済政策も、国際社会との協調を基本理念としつつも、度重なる修正を迫られることとなった。

オイル・ショック勃発までの対外経済政策の目標は、円切上げ回避にあった。1969（昭和44）年10月のマルク切上げを契機として、各国間の平価調整、為替相場の弾力化が国際的な議論となったが、日本国内では、輸出産業に悪影響を

与える円切上げは回避すべきであるとする世論が強く、円平価の維持はほとんど議論の余地のない前提であった。

昭和46年5月に欧州で通貨不安が勃発し、5月10日にマルクが変動相場制へ移行すると、円切上げを見越した為替投機が活発化した。政府は、6月4日に第1次円対策8項目を決定し、円切上げ阻止に努めたが、8月15日にはニクソン米大統領により金ドル交換停止が宣言され、各国通貨は暫定的に変動相場制へ移行した（日本は8月28日から）。

為替市場再開後、わが国は円切上げ幅を最小に抑えるために、積極的な市場介入を行った。1971年12月のスミソニアン協定で、為替レートの多角的調整が実施され、円平価は16.88%切り上げられて、308円と定められた。しかし、この通貨調整は日本の経常黒字の拡大を改善する効果がなく、一層の円高を求める声が強まった。そのため、政府は昭和47年5月20日に第2次円対策7項目を決定、さらに10月20日には第3次円対策5項目を発表して円再切上げ阻止に努めた。

昭和47年5月20日の第2次円対策7項目（「対外経済緊急政策の推進について」）は、46年に発表された円対策8項目（「総合的対外経済政策」）の延長線上にあったが、外貨活用に関して、為銀に対する外貨預託、日本輸出入銀行による輸入金融及び海外投資金融拡充の具体策が明示された点に特色があった。政府は、7項目を、「対外経済関係特別措置法案」に取り纏め、47年5月26日に国会に提出したが、審議未了で廃案となった。このため、輸入促進と対外投資促進を目的に、現行法制の枠内で居住者に対して外貨貸付を認める外貨貸し制度を設けることとなった（8月18日決定）。しかし、この制度に基づく外貨貸付の許可実績は、昭和48年1月までに1億8500万ドルと低調であり、外貨減らしの効果は少なかった。

昭和47年10月20日の第3次円対策5項目（「対外経済政策の推進について」）は、①輸入の拡大、②輸出の適正化、③資本の自由化等、④経済協力の拡充、⑤福祉対策の充実の5つの柱を立て、社会資本整備・社会保障充実の財政措置、貿易・為替面での自由化措置の推進を謳った。そのための立法措置は、「対外

経済関係調整法」として同年11月13日に成立した。第3次円対策は、国際的な対日圧力を当面、弱める効果を発揮し、為替相場も296～297円で安定した。関税の一律引下げと、輸出の適正化が、第3次円対策の柱であったが、後者については、「輸出貿易管理令の機動的運用」が図られ、昭和48年1～2月に自動車関連品目・家電製品等11品目がその対象となった。

円相場の安定はつかの間に終わり、1973（昭和48）年初めには欧州の通貨危機が再燃し、2月14日にわが国はフロートへ移行した。日本政府は、固定相場制への復帰を念頭に置きつつ、徹底した介入により為替相場を265円前後で安定させるマネージド・フロート制の考え方に立った。その結果、オイル・ショックが勃発するまでは、為替相場は264～266円の水準でほぼ安定した。

第1次オイル・ショック勃発と資本流入促進 国際的に通貨不安が再び強まるなかで、円切上げを見越した投機的資金の流入を防ぐために、昭和47年2月以降、海外短資に関する規制が強められた。2月25日に、輸出前受規制が再導入され、6月29日に強化された。自由円勘定に対する準備率も、7月1日に引き上げられた。外貨集中制の廃止に伴い、円転規制の適用範囲は全為替銀行に拡大された。このように昭和47年から48年にかけて、短資流入を抑制する政策が取られた。長期資本についても、昭和46年2月以降、一般民間外債の発行が原則として停止された。

ところが、昭和48年10月末にオイル・ショックが勃発し、為替レートが急落し、経常収支が赤字に落ち込むと、それまでの、国際収支の黒字基調を与件とした外貨流入抑制・流出促進の為替政策は、180度転換することになった。

昭和48年10月29日以降、円安を抑えるために、政策当局はドル売りの市場介入を開始した（介入規模は11～12月の2カ月間で38億9000万ドルに及んだ）。円転規制が6年ぶりに緩和され、12月17日から自由円は円転規制の枠外となった。輸出前受規制も、49年2月に、実質的に廃止された。外資導入に関しては、48年12月に、調達資金を海外事業に用いる外債（いわゆる「外－外」外債）が49年11月には、調達資金を国内事業に用いる「内－外」外債も認められた。資

本の流出抑制も図られ、昭和47年に実施された居住者外貨貸し制度が、48年12月以降、整理縮小された。また、海外渡航外貨の制限の強化（48年11月、49年4月）、短期外貨証券の取得規制（48年11月、49年1月）、非居住者の円建債の発行等の抑制（49年1月）などが実施された。

円安は一時収まったものの、昭和49年4月以降、再び進んだので、大蔵省は、7月末～8月に「緊急円防衛策」として、輸出前受金の制限緩和、在日外銀の円転換規制枠の拡大、非居住者による政府短期証券等の取得制限の解除などを実施し、短資規制をほぼ全面的に撤廃した。

オイル・ダラーの還流とジャパン・プレミアム 短資規制が大幅に緩和された結果、邦銀がユーロダラーの取り入れ競争に走り、ユーロ取入残高は昭和48年9月の67億ドルから、49年6月には191億ドルへ激増した。折から、ヘルシュタット銀行の破綻でユーロ市場では信用不安が発生し、資金流入が減っており、そうしたところへ本邦為銀が殺到したために、昭和49（1974）年7～8月には、本邦為銀のユーロ市場からの取り入れ金利に2%ものプレミアムが付いた（「ジャパン・プレミアム」）。大蔵省・日銀は、為銀の経営不安に繋がることを恐れ、為銀に対し海外での貸付（現地貸）を抑制するよう指導を行った。

昭和49年8月に、大蔵省がサウジアラビア金融局（SAMA）から10億ドルの借款（政府保証付の東京銀行借款）を行ったのも、この流動性危機への対処が目的であった。大蔵省とは別に、日銀も昭和50年にSAMAにアプローチした。

ダーティー・フロート論 昭和50年半ばから、わが国は景気回復過程に入ったが、それを支えたのは輸出の増大であった。アメリカ政府は、日本の経常収支黒字は日本政府が人為的に為替レートを円安に誘導しているためであるとする、いわゆる「ダーティー・フロート」論を唱えて、円安批判を展開した。

昭和51年6月のブルッキングス研究所のバーグステンによる議会における、日本の円安政策批判がきっかけとなり、為替レートの円高調整への圧力が強ま

った。同年8月10日にヨウ米財務次官が来日し、大平正芳蔵相、森永貞一郎日銀総裁らに対して、黒字国の責任を力説し、為替レート調整を促した。大蔵省は、8月31日に松川道哉財務官を欧米に派遣して、為替問題について協議した。

大蔵省は、経常収支黒字は一時的であり、構造的なものではないとして円切上げには反対であった。しかし、昭和52年3月の日米首脳会談において、カーター米大統領は、日本が国際政治において大国の責任をとるべきだと要請し、6月のOECD閣僚理事会では、日本の円安は厳しく非難された。

輸入促進と内需拡大 政府は、対外バランスの均衡と、内需拡大による成長実現のために対外経済政策を次々と打ち出した。

昭和52年9月3日決定「総合経済対策」のうち、対外経済対策の部分は、9月20日に経済対策閣僚会議において「対外経済対策の推進について」として具体化された。その項目は、①東京ラウンドへの積極的取り組み、②輸入の促進（原油貯油量の積み増し、非鉄金属の備蓄、ウラン鉱石の輸入促進、航空機の安定的輸入確保、備蓄用飼料穀物の輸入枠の拡大）、③関係業界に対する節度ある輸出の呼びかけ、④資本取引および経済協力の推進（円建外債の発行促進、国際機関への資金協力、為替管理の簡素化等）であった。

同年9月下旬に開催されたIMF・世銀総会においてヴィツペーンIMF専務理事が、日本の民間需要と輸入増大は不十分であり、景気刺激策を追加し、内需拡大の遅れを是正すべきと述べるなど、対外政策の推進を求める国際世論が高まった。また為替市場では、9月末以降、円高は急速に進み、10月28日には250円を突破し、日銀の介入にもかかわらず、12月15日には東京市場で240円を初めて越えた。

そうしたなかで福田首相は、11月2日、当面の対策として、①ウラン、原油、援助用食糧などを中心に最低30億ドルの緊急輸入を実施する、②コンピューター、自動車、カラーフィルムなどの関税を引き下げる、等の方針を示した。11月17日に、大蔵省・日銀は、投機的資金の流入を封じる目的で、①外人投資家の為替投機の対象となっていた政府短期証券の公募停止、②自由円預金の増加

に対する預金準備率の引上げ（10月中の平均残高を超える部分に50%の準備率を課す）を内容とする短期資金の流入規制実施を発表した。

同年11月28日、牛場信彦が新たに設けられた対外経済担当相に迎えられ、11月29日には、経済対策閣僚会議が設けられた。経済対策閣僚会議は、市場開放を積極的に推し進める方針を固め、12月6日に「対外経済対策（個別措置）の基本的方向について」（黒字減らし8項目）を決定した。8項目は、ガット東京ラウンドへの積極的な取り組み、残存輸入制限品目の割当枠の拡大、輸入金融の拡充、経済協力の推進などを掲げた。8項目を実施に移すため、12月16日、大蔵省・日銀は日銀輸入資金貸付限度枠の拡大（7000億円→1兆円）、日本輸出入銀行による緊急輸入外貨貸付制度の実施を発表した。12月12日からは、日米通商交渉（牛場＝ストラウス会談）が行われ、1月には一応の決着を見た。

為替相場は、暫時安定していたが、昭和53年3月以降再び急速な円高に向かった。

政府は、昭和53年3月11日、4項目の輸入促進措置を発表、3月15日には短資規制の強化を発表した。その結果、非居住者自由円勘定の増加額に対する準備率は100%へ引き上げられた。3月25日には、昭和53年度に7%成長を達成し、かつ、経常収支黒字を60億ドルに圧縮するために「当面の経済対策」（内需拡大・黒字減らし7項目）を決定した。

昭和53年4月以降、政策当局の介入政策は大きく転換した。4～5月には、日銀はまったく介入を行わず、円高を容認する姿勢に転じた。7月16～17日のボン・サミットでは、福田首相は①昭和53年度7%成長の達成、②53年度の輸出の前年度以下への抑制、③政府開発援助（ODA）の3年以内倍増などを公約した。ボン・サミットにおいて通貨安定策が示されなかったことから、7月末以降、ドル安はさらに加速し、7月24日に1ドル＝200円の大台を突破した。

同年9月2日には、53年度7%成長を達成するために、円高による輸出数量の落ち込みを、2兆5000億円の内需拡大策で補うという内容の総合経済対策が決定された。対外経済面では、緊急輸入、経済協力等の推進が掲げられ、昭和53年度内に総額40億ドル程度の緊急輸入を実施することが盛り込まれた。同年

11月1日に米国がドル防衛策を発表すると、円高傾向によりやく歯止めがかかった。

3 為替自由化と対外金融・証券業務

外貨集中制の廃止とドル・コール市場の発足 外貨準備が潤沢になるに連れ、為替管理の緩和を求める声が強まった。こうした要求に応じて、政府は、昭和47年に外貨集中制度の廃止、ドル・コール市場の開設を行った。

外貨集中制度は、乏しい外貨を政府が集中し、有効に配分するという目的で設けられ、戦後の為替管理の根幹をなして来た（昭和25年6月30日公布「外国為替等集中規則」に根拠を置く）。しかし、昭和40年代半ばには、この制度は現状にそぐわなくなっていた。昭和47年5月8日以降、外貨集中制が廃止され、居住者が海外取引で取得した外貨を為替銀行等に売却する義務がなくなった。これに伴い、居住者外貨預金勘定が発足し、居住者は国内の為銀店舗に外貨預金口座を開設できることとなった（ただし、海外への預金は認められなかった）。

また、昭和47年4月17日には、東京ドル・コール市場が発足した。従来のもとは、国内で金融機関がドルの取引を自由に行うことが出来ず、短期外貨資金の調整はユーロ市場ないし米国FF（フェデラル・ファンド）市場に依拠していた。この制度の創設により、為銀間で外貨資金の融通が可能となり、東京為替市場の発展を促進することともなった。

外為法改正 「外国為替及び外国貿易管理法」（外為法）は昭和24年に、「外資に関する法律」（外資法）は同25年に制定されて以来、既に30年近く経過しており、現状に合わなくなっていただけでなく、日本が閉鎖的であるという印象を外国に与える要因ともなっていた。昭和53年1月、福田赳夫首相は外為法を、国際的な資金移動に関し「原則禁止・例外自由」とする従来の方針から、「原則自由・例外抑制」に改める意向を表明し、外為法と外資法の改正作業が始まった。

開放経済を指向するわが国の姿勢を示すために、作業は急ピッチで進められ、新外為法（「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律」）が昭和54年12月18日に公布された（昭和55年12月1日施行）。また、外資法は廃止された。

新外為法は、対外取引自由原則を謳い、対外取引の正常な発展のために必要な場合に限り最小限の規制を行うこととした。経常取引は昭和39年のIMF 8条国移行の際に既に自由化されていたので、資本取引の原則自由化が中心となった。資本取引は、平時は原則自由で、国際収支の不均衡が生じた場合、外国為替相場に急激な変動が起きた場合などには大蔵大臣が「有事規制」を実施できるものとされた。

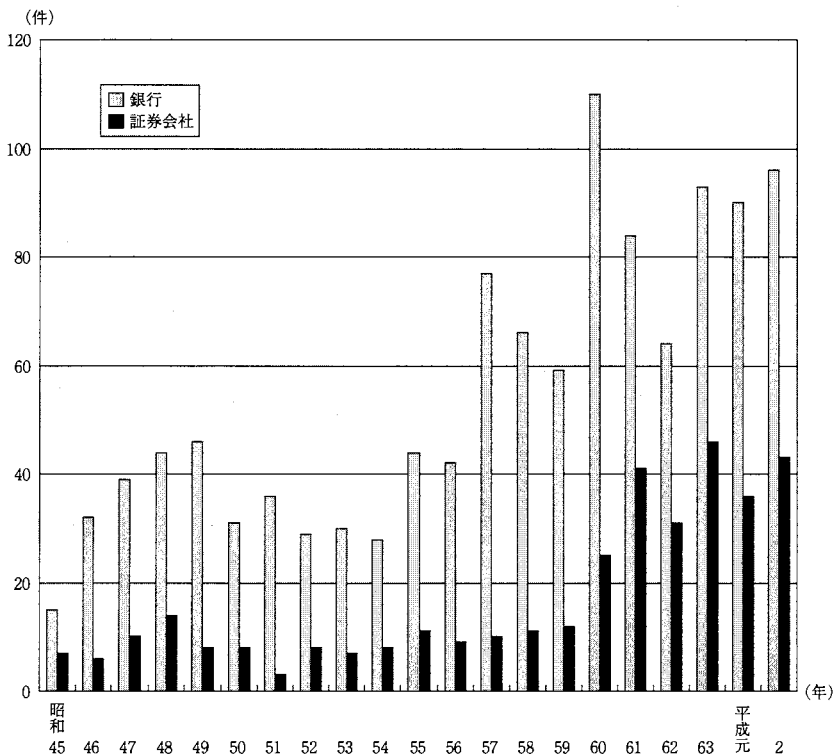
これにより、資金の対外貸付・対内借入は平時は自由となった。証券の売買は指定証券会社を通じる取引は自由に行えることになり、証券の発行・募集も、事前届出をすれば原則自由となった。対内直接投資・技術導入契約は、事前届出をすれば原則自由となった。役務取引も一部の例外を除き、原則自由となった。さらに、居住者の本邦為銀への外貨預金も、制限が撤廃されて、平時は自由となった。

このように、外為規制は有事の際の規制を残して、大部分は撤廃された。ただし、有事の際に迅速で的確な規制を実施するという理由から、外国為替銀行を通じた為替管理（為銀主義）は維持された¹⁾。

為銀の海外進出 本邦の銀行の海外進出は、昭和46～49年にかけて盛んであったが、オイル・ショックによる国際金融不安により、50年以降は海外拠点の増加のペースは落ちた（図1-4-3）。昭和54年末の進出状況は、127支店、73現地法人であった。

本邦為銀が非居住者に対して行う外貨建または円建の貸付を対外貸付（または現地貸付）と呼ぶ。昭和40年代までは、本邦企業の海外支店や現地法人が、現地で資金を調達する信用力を欠いていたため、本邦為銀海外支店が貿易に必要な資金を短期で貸し出す形態が主であった。昭和45年頃から、わが国の金融機関の海外進出が活発になり、48年頃からは、邦銀の海外支店や現地法人が、

図1-4-3 本邦金融機関・証券会社の海外進出



出所：『大蔵省国際金融局年報』各年版より作成。

注：銀行は、支店、出張所、現地法人、駐在員事務所の合計。証券会社は、海外支店、海外駐在員事務所、現地法人、現地法人の支店、現地法人の出張所の合計。

ユーロダラー市場に参入し、ユーロ市場で資金を取り入れて、海外での貸出を積極的に行うようになった。為銀がシンジケート・ローン（内外の銀行が構成する協調融資団によって行われる大口融資）を盛んに行った結果、為銀海外支店の貸出は、短期の貿易金融から非居住者への中長期貸付に重点が移って行った。

邦銀が競争してユーロ資金を導入したため、ジャパン・プレミアムの発生、為銀の短期資金ポジションの悪化といった問題も生じた。1974年6月のヘルシユタット銀行の破綻を契機に、ユーロ市場が動揺すると、大蔵省は昭和49年7

月、短期現地貸付の残高純増禁止、中長期現地貸付の新規貸付原則不許可の規制措置をとるに至った。

規制強化の結果、昭和50年から51年にかけて一時的に現地貸付は減少した。しかし、ユーロ市場の動揺が収まり、わが国の国際収支も好転するに伴い、昭和51年から52年にかけて邦銀の現地貸付に対する規制が緩和され、外貨建中長期貸付は一定の中長期外貨資金の調達を義務づけられただけで、自由に行えるようになった。そのために、昭和53年は「日本銀行団の年」と呼ばれたように、現地貸付は急伸した。昭和54年も伸びが続き、昭和54年末の現地貸付残高は約360億ドルに達した。

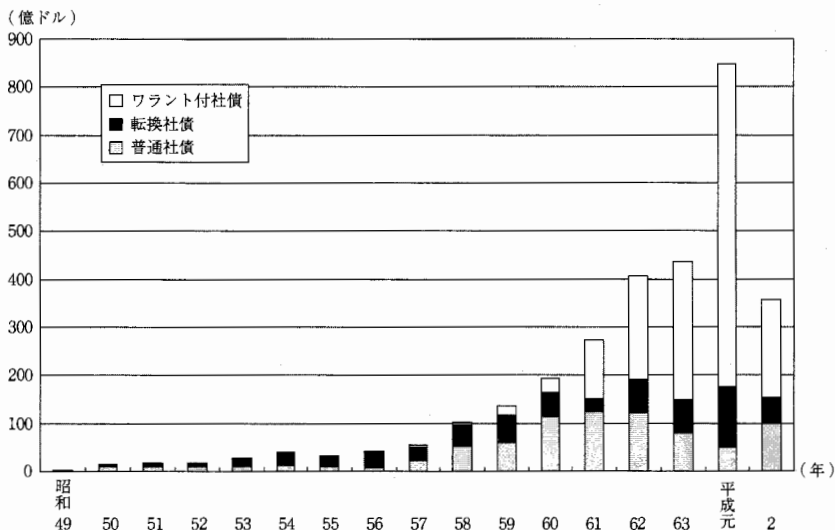
このような邦銀の現地貸付の発展は、第2次オイル・ショックの勃発により、一時的な蹉跌を蒙った。すなわち、資金調達リスクの増大や、非産油国の債務拡大に伴うカントリー・リスクの発生など、邦銀の海外業務の環境が悪化したため、大蔵省は昭和54年10月に為銀に対し現地貸付の自粛を要請し、外貨建の中長期貸付は実質的に禁止される事態に至った。

本邦企業の外債発行ラッシュ 昭和40年代に国際収支黒字が急増し、対外摩擦が生じると、政府は、本邦企業の外債発行は外貨準備の増加につながるので好ましくないとみなすようになった。大蔵省は、昭和46年2月に、一般民間外債の発行を原則として禁止した。外債の事実上の発行停止は、昭和48年12月まで続いた。

オイル・ショックにより国際収支が悪化するなかで、大蔵省は、徐々に外債発行の制限を緩和して行くこととなった。昭和48年12月には、調達資金を海外事業活動に用いる場合のみ本邦企業の外債発行が認められることとなり、49年11月には、国内事業資金調達が目的でもケース・バイ・ケースで認められることとなった。

外債発行規制が緩和されるに伴い、昭和50～51、53～54年に日本企業の海外での債券発行が急増した（図1-4-4）。通貨別では、米ドルが多かったが、54年にはスイス・フラン債の発行が最も大きかった。

図1-4-4 本邦外債発行状況



本邦企業が外債発行により海外から資金を積極的に調達するようになると、社債発行の際に担保をつけることを原則とする国内のルールとの兼ね合いが問題となった。

また、ユーロ・ボンド市場の発展を背景に、昭和47、48年頃から、本邦証券業者の海外拠点設置が進んだ。昭和54年12月末現在、12の証券業者が69の海外拠点を置いていた。

円建外債・ユーロ円債の発行 円建外債（サムライ債）の第1号は昭和45年12月に発行された第1回アジア開発銀行債（60億円）であった。47年には、円切上げ防止策の一環として、円建外債の発行が促進された。その後、オイル・ショックの勃発により、円建外債発行は一時抑制されたが、50年以降、発行が再開された。特に、52年5月に大蔵省が円建外債の発行基準を緩和する方針を決定すると、52年から53年にかけて、円建外債の発行ラッシュとなった。

発行主体は、アジア開銀、世銀などの公的機関であったが、昭和54年3月に

はアメリカの大手小売業者シアーズ・ローバック社の金融子会社が、民間企業としては初めて、円建外債を発行した。

昭和52年3月にユーロ円債の発行が認められ、同年5月にユーロ円債第1号として、欧州投資銀行（EIB）債100億円が発行された。大蔵省は、東京市場における円建外債の発行を中心に考えていたので、ユーロ円債の発行は、東京市場の発展を妨げない範囲内で許可された。さしあたりは、発行主体は、東京市場での円建外債発行の実績のある国際金融機関に限定された。

対外投資 対外直接投資は、昭和40年代から本格化し、特に47年度には前年度比2.7倍の23億3800万ドルに達し、さらに48年度には34億9400万ドルとなったが、オイル・ショック後は景気後退、資本流出規制等の影響で低迷し、53年によろやく48年度の水準を回復した（表1-4-1）。

地域別では、昭和53年度に北アメリカ向け（全体の29.7%）がアジア向け（同29.1%）を上回り、それまで首位を保ってきたアジアの地位を奪った。わが国メーカーによるアメリカの販売部門強化のための投資、現地生産体制の強化などが原因であった。アメリカへの直接投資は、その後も急速な勢いで進み、平成元年度には対北米投資が全体の5割を占めるに至った。

対内直接投資の自由化の完了 昭和42年に始まった「資本自由化」（対内直接投資の自由化を当時、「資本自由化」と呼んだ）は、昭和42年7月の第1次自由化に始まり、46年8月の自由化まで、4次にわたる自由化措置が取られた。引き続き48年5月1日には、従来の50%中心の考え方を一新し、原則100%自由化に踏み切った。これにより、①企業新設については例外5業種（農林水産業、鉱業、石油業、皮革または皮革製品製造業、小売業）以外はすべて100%自由化（ただし、17業種については最高3年間の猶予期間を設ける）、②既存企業への経営参加も例外5業種以外は100%自由化された。さらに、50年6月1日には小売業が100%自由化され、17業種の猶予期間が終了した51年5月には対内直接投資の自由化は完了した（その後、平成4年に対内直接投資は原則

表1-4-1 対外・対内直接投資の
推移

(単位：億ドル)

年度	対 外	対 内
昭和47	23.38	—
48	34.94	1.67
49	23.95	1.54
50	32.80	1.67
51	34.62	1.96
52	28.06	2.24
53	45.98	2.35
54	49.95	5.24
55	46.93	2.99
56	89.31	4.32
57	77.03	7.49
58	81.45	8.13
59	101.15	4.93
60	122.17	9.30
61	223.20	9.40
62	333.64	22.14
63	470.22	32.43
平成元	675.40	28.61
2	569.11	27.78

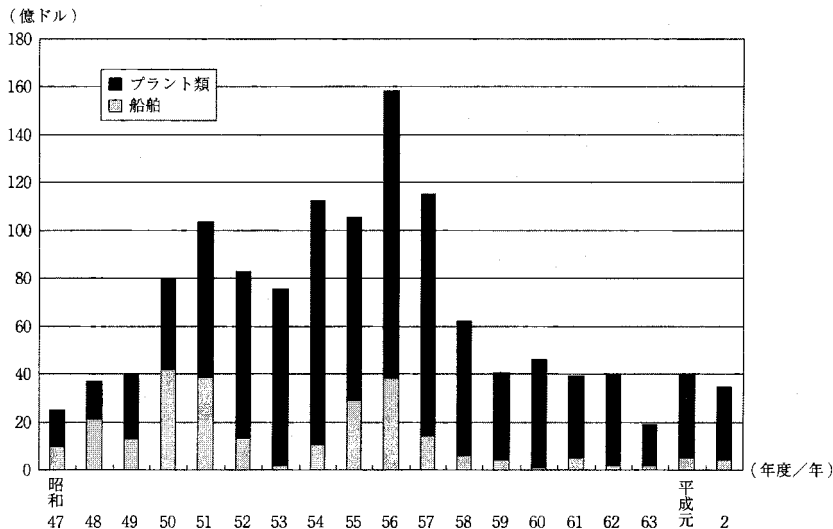
出所：『大蔵省国際金融局年報』昭和56、平成3年版より作成。

事前届出制から原則事後報告制へ移行した)。

その後の対内直接投資は、自由化措置にもかかわらず、活発ではなく、昭和61年まで10億ドルを超えることはなかった。それでも、60年代には、かなりの伸びが見られた(表1-4-1)。国別・地域別では、一貫して米国が最も大きく、ヨーロッパがそれに次いだ。業種別では、昭和50年代までは機械、化学、石油工業などの技術先端分野の製造業が大半を占めたが、昭和50年代半ばから金融・保険やサービス業の比重が高まり、平成元年には初めて非製造業への投資額(届出額)が製造業を上回った。

中長期貿易金融 戦後わが国の船舶、資本財等のプラント輸出においては、日本輸出入銀行と市中銀行とが輸出業者に対して協調融資を行う延払輸出金融

図 1-4-5 延払輸出承認実績の推移



出所：大蔵省『財政金融統計月報』第452号、『大蔵省国際金融局年報』昭和61、平成3年版より作成。

注：昭和58年度までは年度計数、昭和59年からは暦年計数である。

(サプライヤーズ・クレジット) が大きな役割を果たしてきた。第1次オイル・ショック後には、先進諸国において鉄鋼や石油化学など、いわゆる重厚長大産業が国際的な競争力を失ったことから、途上国や社会主義国へのプラント輸出に活路を見出そうとした結果、信用条件を巡り過当競争が生じた。そのため、国際的スタンダードを設けるための交渉がOECD貿易委員会で行われ、1974年10月の「ワシントン合意」(輸出金融の金利に関する6カ国の合意)を経て、1976年3月に「統一輸出信用政策にかかるコンセンサス」が成立した(同年7月実施)。

わが国でも、貿易摩擦が激しくなるなかで、摩擦の少ないプラント輸出を促進しようという機運が高まった。延払輸出は、昭和40年代に主力であった船舶に代わって、鉄鋼、電機、化学、エネルギー関連のプラント類を中心に大幅に増加し、昭和56年には120億ドル(承認額)のピークを記録した(図1-4-5)。しかし、その後は、累積債務危機の発生、産油国の資金繰りの悪化、プラザ後の円高などの経済環境の悪化により、延払輸出は激減した。

〔注〕

- 1) 為銀制度、指定証券会社制度、両替商制度は、平成9年に再度大規模な外為法改正が行われた（平成10年4月1日「外国為替及び外国貿易法」施行）際に廃止され、外為業務への自由な参入、退出が可能になった。

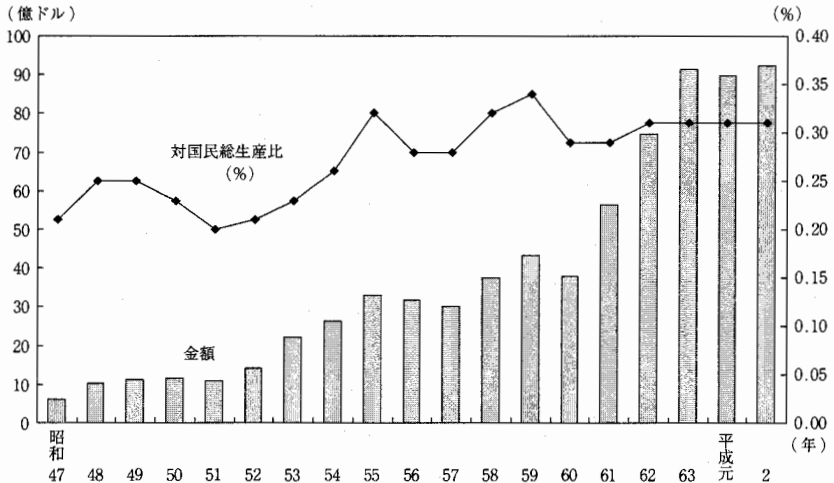
4 積極化する対外経済協力

「新国際経済秩序」（NIEO） 1970年代に、国際社会における開発途上国の発言力は強まった。その背景には、国際的な経済格差の固定化（いわゆる南北問題）を克服しようとする途上国の結束の強まり、オイル・ショック等の資源制約から生まれた資源ナショナリズム、NIES（新興工業経済地域）の台頭などがあった。

途上国の主張を明瞭に示したのが、1974年5月1日に、第6回国連資源特別総会において採択された「新国際経済秩序に関する宣言（NIEO）」であった。NIEOは、対外債務の軽減、一次産品価格の安定化、IMFへの途上国の意思の反映、先進国のODAの増加（GNPの0.7%まで高める）を行動計画として掲げた。さらに、1976年1～2月に開催された第3回77カ国閣僚会議（途上国によって構成される組織）は、NIEOに基づいた宣言と行動計画を採択した（「マニラ宣言」）。

1975年12月には、フランスのジスカールデスタン大統領の提唱により国際経済協力会議（Conference on International Economic Cooperation, CIEC）が設けられ、エネルギー、一次産品、開発、金融の4分野について、先進8カ国とLDC19カ国の間で討議が行われた。討議は1977年6月まで行われたが、先進国と途上国との主張の隔たりは大きく、共同宣言採択には至らなかった。ODAを1980年までにGNP比0.7%まで増大させるという途上国側の要求は先進国側に受け入れられず、また、累積債務の一括棒引き要求も拒否された。ただし、一次産品共通基金（CF）の創設について、1977年11月のUNCTAD総会での合意を目指すこと、LLDCに対して10億ドルの追加援助を行うこと（日本は1億1400万ドルを負担）が決定するなど、部分的には合意も成立した。

図1-4-6 政府開発援助の推移



出所：大蔵省『財政金融統計月報』第362、386、436、484号より作成。

ODA 第1次中期目標 わが国のODA（政府開発援助）は昭和47年の6億1100万ドルから、53年には22億1500万ドルへと3.6倍に増大した。しかし、オイル・ショックによる国際収支悪化等の事情もあり、49～51年にはODA総額は横這いであり、本格的に増大し始めたのは52年以降であった。ODAの対GNP比は昭和42年の0.32%をピークに、低下・停滞傾向にあり、昭和53（1978）年においても0.23%にとどまり、1972年にUNCTADが掲げた目標値0.7%はもちろん、先進国水準であるDAC（開発援助委員会）の0.31%（1977年）にもはるかに及ばなかった（図1-4-6）。

対外経済協力審議会は、昭和50年8月18日に三木首相に対して、答申「今後の開発協力の推進について」を提出した。この答申は、エネルギー、資源、食糧等の面で開発途上国に依存するところが大きくなっているため、開発協力政策の方向と指針を明確にする必要があると述べ、具体的には、ODAのDAC水準への引き上げ、大規模プロジェクトに対する援助体制の整備などを提言した。

答申提出後、対外経済協力審議会はフォロー・アップ作業を行い、昭和51年

8月31日に意見書「政府開発援助の抜本的改善について」を三木首相に提出した。この意見書は、わが国の経済協力の遅れに対する国際的な批判が高まっているので、政府が重大な決意をもって対外経済協力を推進すべきであると述べ、昭和55年までにODAをDAC17カ国の平均である0.36%まで高めることを具申しした。

昭和52年5月30日、パリで開催されたCIEC閣僚会議において、倉成正経済企画庁長官が、今後5年間に開発援助を倍増する方針を示した。53年9月2日に経済対策閣僚会議¹⁾は、「52年基準の政府開発援助を3年間で倍増する」という「ODA第1次中期目標」を決定した。そのために財政措置として、10月に成立した補正予算に264億円のODA追加予算が計上された。

福田ドクトリン 昭和49年1月の田中首相のASEAN 5カ国訪問の際には、各地で反日デモが起き、東南アジア地域の日本に対する見方が厳しいことを思い知らされた。昭和40年代後半に、日本企業の東南アジア進出は著しく、現地できざまな摩擦が生じていたことがその背景にあった。

そうした経験を踏まえて、昭和52年8月に福田赳夫首相は東南アジア6カ国を歴訪し、関係改善を図った。東南アジア訪問の最終日の8月18日に、福田首相はマニラで「我が国の東南アジア政策」（福田ドクトリン）を発表した。

福田ドクトリンは、「平和に徹し、軍事大国にはならない」という決意を表明し、ASEAN諸国との間に、対等の協力関係を樹立し、東南アジア全域の平和と繁栄に寄与することを旨として、東南アジア政策を遂行することを明らかにした。

〔注〕

- 1) この当時、経済協力の基本問題について論議する閣僚レベルの協議機関として、昭和50年7月4日に対外経済協力閣僚協議会が設置された。外務、大蔵、農林、通産の各大臣と、経済企画庁長官、内閣官房長官、総理府総務長官によって構成された。52年1月21日、廃止された。

5 東京ラウンドにおける多角的貿易交渉

昭和47年の関税一律引下げ 関税率審議会は、昭和47年12月、「協調的通商関係の樹立」と「産業と福祉の調和」を二本柱とする答申「今後の関税政策のあり方について」を提出した。この答申は、わが国産業の国際競争力が強化されてきた状況を踏まえて、昭和36年の関税改革に代表される国内産業保護の色彩を弱め、国際的水平分業の促進や、国内物価・公害問題に配慮した内容であった。

また、同年10月20日の第3次円対策は、黒字減らしの観点から、「輸入の拡大」のための措置として、関税の一律20%引下げ、特惠関税制度の改善を掲げた。

同年11月22日から、鉱工業製品・農産加工品関税の一律20%引下げの方針に沿って、1865品目の関税が引き下げられた。税目数で有税品全体の80%、輸入額では総輸入の45%をカバーする大規模な改革であり、ケネディ・ラウンドの1925品目に匹敵するものであった。この改正を通じて、工業製品に対するタリフ・エスカレーション（原料品に低く、半製品、製品と加工程度が上昇するにつれて高くなるという傾斜構造）は、大幅に改善された。

東京ラウンドの開始 1971（昭和46）年11月のガット総会で、わが国は新国際ラウンドの開催を提唱した。これが、ケネディ・ラウンドに次いで、東京ラウンドが開始されるきっかけとなった。その後、1972年2月に、日、米、ECの間で、1973年にガットの場で多角的貿易交渉（Multilateral Trade Negotiation, MTN）を開始することが合意され、同年11月の第28回ガット総会を経て、1973（昭和48）年9月14日にガット東京閣僚会議において、「東京宣言」が採択され、交渉が正式に始まった。

ケネディ・ラウンド（1964～67年）が関税引下げ交渉中心であったのに対して、東京ラウンドの特徴は、関税引下げと並んで、非関税障壁（NTB）の軽減・撤廃、セーフガード（緊急輸入制限条項）の再検討に重点が置かれたこと

であった。

東京ラウンド交渉 東京ラウンド交渉は、交渉開始直後に勃発したオイル・ショックのために、早くも、1975（昭和50）年中に終了という当初予定通り進めることが困難になった。もう1つの障害であった米国通商法の成立の遅れは、1975年1月に米国「1974年度通商法」が成立したことにより解消され、ようやく同年2月から本格的な交渉が始まった。交渉は、関税、非関税障壁、セーフガード、セクター、農業、熱帯産品の6つの交渉グループを設けて行われた。1975年11月のランブイエ・サミットにおいて、交渉終結の目標を1977年中とすることが申し合わされたものの、その後も交渉は遅延気味で、本格的に交渉が進み始めたのは1978年1月以降であった。

この間わが国は、昭和53年1月17日に「東京ラウンドの本格的交渉段階に臨む基本方針」を閣議決定し、交渉の促進に努めた。交渉を促進させるために、昭和53年度には東京ラウンド妥結前の関税の一括引下げ（いわゆる「関税の前倒し引下げ」）を実施した（対象品目は農水産品30品目、鉱工業品95品目の合計125品目）。

1979年4月12日に、東京ラウンド交渉は実質的に妥結に至り、同年7月以降、ジュネーブ議定書の署名が開始された。また、東京ラウンドの交渉結果は、同年11月26～29日のガット総会において承認された。

既に、関税引下げはケネディ・ラウンドにおいて大きく進展していたので、東京ラウンドの成果は、主として非関税障壁の撤廃にあった。交渉の結果、①補助金・相殺措置協定、②ダンピング防止協定、③スタンダード（規格）協定、④政府調達協定、⑤関税評価協定、⑥関税評価議定書、⑦ライセンス（輸入許可手続）協定、⑧民間航空機協定の8つの新コード（協定・議定書）が作成された。ただし、不正商品協定¹⁾及びセーフガードに関する協定は、東京ラウンドでは合意に至らなかった。

特惠関税 先進国と一次産品輸出国との較差拡大という問題への解決策の1

つとして、1960年代半ばに一般特惠関税制度が提案された。これは、先進国が途上国からの輸入品に対して、相互主義を求めることなく、一方的に低率関税の適用や関税撤廃を実施する制度である。自由・平等・無差別のガットの基本理念に反することから、当初、先進国はこの構想に積極的ではなかったが、南北問題の深刻化を背景に、1970年に UNCTAD において最終合意が成立し、71年以降 EC、日本、米国が実施に踏み切った。

わが国は、昭和46年8月に特惠関税制度を導入し、農水産品については国内産業の事情に応じて関税率を引き下げ、鉱工業品については、ほとんどの品目を無税とした。特惠関税制度は、毎年、対象品目の追加、税率の引下げ、シーリング枠の弾力化（特惠受益国からの輸入が一定の枠を越えた場合に、特惠税率の適用を停止する限度枠のことをシーリング枠と呼ぶ）が図られたが、当該期間中では、昭和48年度の改正が最も大規模であった。

特定品目の関税措置 過剰流動性と第1次オイル・ショックによる物価高騰への対策として、昭和48～49年度において、生活関連物資の関税引下げが実施された。バナナ、コーヒー、紅茶、ココアなどの食料品、木材等の住宅関連資材、灯油・液化石油ガス、パルプなどの税率が引き下げられた。

原重油関税は、昭和47年度以降640円/k1と定められ、その全額が石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計に組み入れられていた。オイル・ショック後の景気低迷のために、石油価格の高騰にもかかわらず、原重油関税収入は、昭和49、50年度と続けて減少した。原重油関税はエネルギー対策のための主要な財源の1つであったため、昭和52年度において、2年間に限り原油関税を110円/k1引上げた。その後、昭和53年度に石油税が創設されたので、54年6月1日から関税を引き下げ、元の水準に戻った（その後、昭和63年度に石油税率が暫定的に引き上げられた際に、原油関税率は110円/k1引き下げられ、530円/k1の基本税率に戻った）。

第1次オイル・ショックの後、電力コストの上昇からアルミニウム精錬業が構造不況に陥った。不況対策の一環として、昭和53～54年度の2年間、アルミ

ニウム塊を関税割当制度の対象とし、関税率を9%から一次税率の5.5%に引き下げられた。その後アルミニウム精錬業は、第2次オイル・ショックの際にも大きな打撃を受け、昭和57年度から59年度までの3年間、アルミニウムの塊の免税制度が実施された。その後も、不況が長期化したため、昭和60年度には、免税制度から減税制度に改め、引続き関税面から構造改善の支援を行うことになった。

〔注〕

- 1) 不正商品協定とは、不正商品（商標権侵害物品）の輸入防止を目的とした国際協定であり、1978年7月に米国が提案した。しかし、時間切れで、東京ラウンドのパッケージからは外された。